

## 質問書回答

2017年 5月 15日

「カンボジア国環境影響評価を含む環境公害管理能力向上プロジェクト」

(案件番号： 公示日：2017年 4月 26日)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 P6 「第 8 プレゼンテーション」、 (3)実施方法	プレゼンテーションの実施時期に、業務主任者の海外出張が予想される。その際、電話会議による出席が認められているが、プレゼンテーションで使用する資料等を事前に提出することは可能か。またその際、副業務主任者又はそれ以外の従事者1名が、JICA 本部でプレゼンテーションに出席することは可能か。	資料の事前提出については、当日来訪いただける方に持参をお願いします。 業務指示書第 8 に記載の通り、副業務主任者かそれ以外の方が本部でプレゼンテーションに同席することは可能です。
2	P.2 (5)期待される成果、(6)活動の概要	P.6 (11)に、環境コードの策定についての記載があるが、配布資料の「様式 1-4 詳細計画策定結果」では、「環境コード制定支援についてはUNDP が取り組んでいること、今年度中に最終化を目指していることから、プロジェクトスコープには含めない。」とされていることから、本業務における成果、活動は、現行の「環境保護及び自然資源管理に関する法律」や関連するサブデクレイ等の下位法令に基づき行われると理解してよいか。	ご理解いただいている通りです。
3	p.12 (10)成果 1 に関する業務の下から 3 行目	「EIA と水環境管理に係る法規制文書の改訂案を作成し」については、作成の対象は、Sub-decree の改訂案に限定されるものではなく、状況と必要に応じ、新規の省令等の案も含めて検討するものと考えてよいか。	ご理解いただいている通りです。
4	p.10 頁 第 1 パラグラフ 進捗管理モニタリング	(7)進捗管理モニタリングのタイトルの下に、以下の 2 文が記載されているが、意図は以下 が指示であり、 は	P10 の (7) の第 3 パラグラフにつきまして、下記の通り訂正いたします。

通 番	当該頁項目	質問	回答
		<p>本来、同じく p.10 の(8)各種報告書の提出あるいは p.16 7. 成果品等に記載すべき事項と解釈したが、それでよいか。</p> <p>また、プロジェクト完了の約 1 か月前に事業完了報告書(様式については様配布資料参照)を作成し、JICA に提出すること。</p> <p>この進捗管理を JICA と共有するため、JICA 本部に対して派遣期間における実施結果を報告するとともに現地派遣期間の活動結果に基づき、次回の現地派遣期間の業務計画を修正し、JICA 本部に提出、活動計画の説明を行い、また、必要に応じてメール等を通じ、C/P へ活動の進捗に関する情報収集・確認を行う。</p>	<p>「また、プロジェクト完了の約 1 か月前に事業完了報告書(様式については配布資料参照)を作成し、JICA に提出すること。この進捗管理を JICA と共有するため、JICA 本部に対して派遣期間における実施結果を報告するとともに現地派遣期間の活動結果に基づき、次回の現地派遣期間の業務計画を修正し、JICA 本部に提出、活動計画の説明を行い、また、必要に応じてメール等を通じ、C/P へ活動の進捗に関する情報収集・確認を行う。」を削除し、</p> <p>「定期モニタリング以外にも、プロジェクトの進捗管理を JICA と共有するため、JICA 本部に対して派遣期間における実施結果を報告するとともに現地派遣期間の活動結果に基づき、次回の現地派遣期間の業務計画を修正し、JICA 本部に提出、活動計画の説明を行い、また、必要に応じてメール等を通じ、C/P へ活動の進捗に関する情報収集・確認を行う。」を加える。</p>
5	p.21 EIA に係る現状調査	EIA に係る現状調査の内容が配布資料からは判然としません。各社で持っている情報に基づいて提案をするという理解でよいか。	ご理解いただいている通りです。
6	p.8 (6) プロジェクトホームページ	ここでいうホームページは、JICA ウェブサイトの技プロホームページとは別に、プロジェクト期間に限定して情報公開を行うという趣旨でしょうか。その際に、WEB サイトの管	JICA の HP とは別にプロジェクト独自の情報発信を行っていただきます。今後の先方との協議によりますが、想定しているのはカンボジア環

通番	当該頁項目	質問	回答
		理者は C/P 側になるのか、JICA プロジェクト側になるのか、また、掲載内容のチェック等にかかるプロセスは、英語やクメール語のページも含めて、JICA ウェブサイトの技プロホームページに掲載する過程と同等と理解すればよいか。	境省のHP内にプロジェクトに関するサイトを開設し、当該サイトの運営支援 JICA プロジェクト側が行うことを想定しております。
7	8ページ (5) 本邦研修の実施	「毎年 1 回の第三国における研修あるいは本邦研修を実施する。」とありますが、業務実施期間は約3年半あることから、第三国における研修あるいは本邦研修は、2017 年度から 2020 年度までの各年度に 1 回、計4回実施することを想定されていますか、それとも計3回と想定されていますか。	計3回を想定します。
8	8ページ (5) 本邦研修の実施	第三国研修に関して、受注者の業務として「受入」「研修実施」「研修監理」「研修実施報告」が含まれていますが、航空券、査証、空港送迎、宿舎、保険、手当、諸経費、研修監理員備上費等を含む全ての費用を見積りに含める必要がありますでしょうか。その場合、別見積とすることは可能でしょうか。	第三国研修については、本見積もりに計上ください。
9	8ページ (5) 本邦研修の実施	第三国研修の場合、研修機関への正式の依頼は貴機構で行っていただけるでしょうか、あるいは受注者が行うことになりますでしょうか。	協議の上対応いたします。
10	9ページ (6) プロジェクトホームページの運営に係る支援	プロジェクトホームページは、カンボジア環境省のウェブサイト内に設置することになりますでしょうか。	6の回答の通り
11	16ページ (29) 供与機材	供与機材に大気を測定する PM 測定器が記載されていますが、本業務内で、C/P に対して、これらの機材類の研修を含めるのでしょうか。	成果 3 の枠組みで実施する研修の中で行う想定です。

通番	当該頁項目	質問	回答
12	16 ページ (29) 供与機材	ラボラトリー汎用機材はカッコ内の3点を調達するという理解でよろしいでしょうか。その場合、この3点及び C/P の保有機材で研修を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解いただいている通りです。
13	20 ページ 第3 業務実施上の条件 2 業務量の目途および業務従事者の技術分野 (1) 業務量の目途	第三国研修への同行に係る業務量は、業務量の目途(全体約 59MM)の枠外で計上することになりますでしょうか。	別途枠外で計上いただくことは想定しておりません。
14	20 ページ 第3 業務実施上の条件 2 業務量の目途および業務従事者の技術分野 (3) 通訳	通訳(日本語 カンボジア語)の備上可とありますが、英語カンボジア語の通訳に替えてよいでしょうか。	変更を認めます。
15	Record of Discussion に添付の Tentative framework of project Output relation	同表に、Application of pollution modeling, Application of GIS and databaseとありますが、これのソフトを本業務の中で受注者が購入するのでしょうか。また、ソフトウェアの研修は本業務に含まれますか。	現時点で購入するという想定はありません。実施が確定した段階で別途契約を変更し、予算計上を行います。
16	P8 6 業務の内容 (5)本邦研修の実施	第三国研修を提案する場合の受注者が行なう具体的業務が示されておりますが、これらに係る必要経費(例:航空券の手配、空港送迎手配、保険加入、手当及び滞在費(日当)等)は見積りに含まれますでしょうか。	第三国研修については、本見積りに計上ください。
17	p. 16 6 業務の内容 (29)	【成果】における研修で活用する供与機材の2点目に「携帯型 PM 測定器」とございますが、【成果】に関する業務指示内容と照らし合わせ、大気質については基本的に機材供与のみとし、水質と同等の研修実施は想定されていないとの理解でよろしいでしょうか。	成果の研修コンポーネントに大気も含まれますが、主要な項目は EIA と水質となります。大気については供与機材を活用した基礎的な研修の実施を想定しています。

通番	当該頁項目	質問	回答
18	p. 13~15 6 業務の内容 (17) ~ (28)	マニュアル・ガイドラインの作成(【成果 】に関する業務)、および研修実施(【成果 】に関する業務)においてカバーする“水環境”は地表水のみを想定されているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解いただいている通りです。
19	p. 15 6 業務の内容 (24)	研修においては、「業務に役立つ実践的な研修を実施すること」と記載がございますが、プノンペン市内のみでの業務を想定されているという理解でよろしいでしょうか。	2~3年目以降に地方の行政官を対象にした研修を行う可能性があり、その場合はプノンペン以外で実施しますが、現時点では見積もりに計上いただく必要はございません。実施が確定した段階で別途契約を変更し、予算計上を行います。
20	p. 13~14 6 業務の内容 (17) ~ (23)	EIA・水環境管理に係るマニュアルおよびガイドラインの作成にあたっては、中央省庁向けのもののみを想定されているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解いただいている通りです。

以上